

令和6年度

北港処分地 仮波除堤その他撤去工事
設計業務委託

設 計 書

委 託 期 限	令和7年3月31日
---------	-----------

大阪広域環境施設組合

委 託 概 要

- | | |
|----------------|--|
| 1. 委 託 名 称 | 令和6年度 北港処分地 仮波除堤その他撤去工事設計業務委託 |
| 2. 設 計 対 象 場 所 | 大阪市 此花区夢洲東1丁目地先 北港処分地（夢洲1区） |
| 3. 委 託 概 要 | 本業務は、北港処分地の仮波除堤その他撤去工事の設計業務を行うものである。 |
| 4. 特 記 事 項 | (1) 応札にあたっては、本設計書を十分に検討し疑義がある場合は、質問期間内に公告文に記載の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における設計書の疑義は、当組合の解釈による。 |

特記仕様書〔I〕

1. 業務内容

北港処分地仮波除堤その他撤去工事の調査・設計業務を行うものである。

実施項目は次のとおりとする。

- ・潜水調査及びレッド探測
- ・設計計画
- ・施工方法の検討（工期算定、関係官公庁との協議を含む）
- ・図面作成
- ・数量計算
- ・工事費算定
- ・成果品作成
- ・協議、報告

2. 適用仕様書について

「大阪港港湾業務委託共通仕様書（令和6年4月改訂版 大阪港湾局）」（以下、「共通仕様書」という。）とする。

共通仕様書内で発注者としての「大阪市」や「大阪港湾局」といった記載は「大阪広域環境施設組合」と読みかえる。また、共通仕様書及び本特記仕様書の両方に記載のある事項は、本特記仕様書を優先する。

3. 積算について

「設計業務委託等技術者単価」の適用年度：令和6年度

「港湾請負工事積算基準」（令和6年2月）（国土交通省）による。

※調査業務の諸経費計算は、上記積算基準の第3部第2編の測量・調査等業務（1節 測量業務）による。

※設計業務のその他原価及び一般管理費等の計算は、上記積算基準の第3部第1編の設計等業務（1節 計画・開発・調査等業務）による。

4. 履行期間について

本業務の契約期間には、作業期間内の雨天日（降水、降雪）休日等（日曜日・祝日・年末年始休暇）の他、期間内の全土曜日を含んでいる。また、完了検査はこの期間内に実施するものとし、検査時に手直し指示等があった場合においても、期間内に完了させるものとする。

また、委託期限には業務委託契約書第31条による協議期間の14日間の確保を図るとともに、事前に監督員から協議のために必要な関係書類の提出を求められた場合には、これに応じられるよう履行しなければならない。

5. 業務の打合せについて

- (1) 本業務における対面による打合せ協議は、着手時・中間（調査業務1回、設計業務1回）・成果品納入時を予定している。なお、中間打合せは、業務の進捗状況等により、監督員と要否について協議のうえ、合意すれば打合せ回数を変更できるものとする。

- (2) 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。
※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

6. 業務実績情報の作成、登録について

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、10日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、10日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認をうけた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

発注者機関コードは35027205とする。

7. 業務の下請負人について

受注者は、業務の一部を下請負（再委託）に付する場合には、下請負人が「大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱」に基づく停止期間中の者、又は大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

8. 資料の貸与及び返却について

本業務において、貸与する資料等は、次のとおりとする。

○仮波除堤設置工事図面 1式（PDFデータ）

9. 書面の定義

共通仕様書における書面の定義は以下のとおり、変更する。

本業務における「書面」とは、発行年月日を記載した手書き、印刷、電子ファイル等の以下のいずれかを満たす伝達物をいう。

- (1) 受注者若しくは監督職員の記名（署名または押印を含む）をしたもの。
- (2) 発注者若しくは監督職員の文書番号を記載したもの。

10. 現場調査（作業）時間について

現場での作業時間は平日の概ね午前8時30分から午後4時30分の間とする。

11. 関連業務等の調整について

他発注機関により、設計業務対象範囲の近傍で工事あるいは作業を行っている場合がある。契約後に監督職員と協議をしたうえで、関連業務等との調整を行う。

12. 潜水調査について

海中調査は、下部工の劣化状況に応じた撤去方法及び被覆石等の撤去範囲を決定するために行うものであり、方法は潜水土によるもの及びレッド測深を実施する。調査結果を踏まえて、全体の状況を想定し設計に反映するものとする。なお、受注者は、潜水土による調査を行う場合には、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」（国土交通省）により潜水土を配置するものとする。レッド測深は20m間隔で実施する。

13. 関連機関との協議について

必要に応じて、当組合が行う関連機関（海上保安庁を想定）との協議に同席すること。

14. 条件変更等について

共通仕様書 I-1-1-23で定める書類等は、打合せ書で代用するものとする。

特記仕様書〔Ⅱ〕

【コンプライアンスに係る特記仕様書】

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成27年条例第5号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第11条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（不当要求の取扱い）

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）に報告しなければならない。

※大阪広域環境施設組合総務部総務課（連絡先：06-6630-3185）
（発注者：大阪広域環境施設組合 受注者：請負者）

特記仕様書〔Ⅲ〕

【暴力団等の排除に関する特記仕様書】

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（平成26年制定。以下「要綱」という。）第2条第4号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、要綱第2条第8号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第13条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本組合監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本組合に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱による公表及び停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本組合が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない

特記仕様書〔Ⅳ〕

【再委託に係る特記仕様書】

- 1 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 調査・設計業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧表【共通指定様式】
【土木設計・測量等（建設コンサルタント・測量・地質調査等の業務）】 （令和6年4月1日改正）

番号	書類名	提出部数	提出期限	摘要	様式
1	業務着手通知書	1	契約締結後遅滞なく	[共通]	様式-1
2	業務工程表	1	契約締結後14日以内	[共通] 業務委託契約書第4条第1項による。	様式-2
3	主任技術者通知書	1	契約締結後遅滞なく	[測量・地質調査等] 業務委託契約書第19条第1項による。	様式-6
4	主任技術者変更通知書	1	変更後遅滞なく	[測量・地質調査等] 業務委託契約書第19条第1項による。 変更が生じた場合に、変更理由を記入のうえ提出する。	様式-7
5	管理技術者通知書	1	契約締結後遅滞なく	[建設コンサルタント] 業務委託契約書第19条第1項による。	様式-8
6	管理技術者変更通知書	1	変更後遅滞なく	[建設コンサルタント] 業務委託契約書第19条第1項による。 変更が生じた場合に、変更理由を記入のうえ提出する。	様式-9
7	照査技術者通知書	1	契約締結後遅滞なく	[建設コンサルタント] 業務委託契約書第19条の2による。	様式-10
8	照査技術者変更通知書	1	変更後遅滞なく	[建設コンサルタント] 業務委託契約書第19条の2による。 変更が生じた場合に、変更理由を記入のうえ提出する。	様式-11
9	技術者等経歴書 (当初・変更)	1	様式-6～11提出時	[共通] 該当する本人が記入のうえ提出する。 変更の場合は、変更後遅滞なく。	様式-12
10	「受注者に所属することを証する書面」届出書 (当初・変更)	1	様式-6～11提出時	[共通] 健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。変更の場合は、変更後遅滞なく。	様式-13
11	職務分担表	1	契約締結後遅滞なく	[共通] 仕様書に定めがある場合に提出する。	様式-14
12	内訳明細書	1	監督職員の指示による	仕様書に定めがある場合又は監督職員より指示がある場合 ※監督職員が指定する様式により作成	※
13	再委託承諾申請書	1	業務の一部を再委託させようとするとき	[共通] 業務委託契約書第16条第2項による。	様式-16
14	再委託業者通知書	1	再委託業者契約締結後遅滞なく	[共通] 業務委託契約書第16条第3項による。	様式-17
15	業務実績情報サービス 【TECRIS】 【登録のための確認のお願い】	1	契約締結後10日以内	[共通] 契約金額が100万円以上の場合。 登録機関指定様式をダウンロードしたものを提出し、監督員の確認を受ける。なお、変更時及び完成時の登録は、変更後または完成後の10日以内に登録のうえ提出する。	指定
	登録後、登録機関指定様式をダウンロードしたものを提出する。なお、変更時及び完成時の登録は、変更後または完成後10日以内に登録のうえ提出する。			指定	
16	業務計画書	1	契約締結後15日以内	[共通] 業務計画書の記載内容については、事前に監督員と協議をし、承諾を得ること。打合せ時に要する部数を別途用意すること。	様式-18

番号	書類名	提出部数	提出期限	摘要	様式
17	業務打合せ書	1	打合せの都度	[共通] 業務委託契約書第3条による。 発注者と受託者の間で、指示等及び協議の内容をとりかわす書面。	様式-19
18	業務月報	1	上半月は当月20日 下半月は翌月5日まで	[共通] 毎月の委託内容を記入し、半月毎に提出する。	様式-20
19	休日・夜間業務届出書	1	業務実施5日前までに	[共通] 休日及び夜間に実施する場合に作成し提出する。	様式-21(1)
20	休日・夜間業務実施報告書	1	実施後速やかに	[共通] 休日及び夜間を届出した場合に作成し提出する。	様式-21(2)
21	貸与品借用書	1	引渡日から7日以内	[共通] 業務委託契約書第22条第2項による。	様式-22
22	貸与品返納書	1	貸与品返納日	[共通] 業務委託契約書第22条第4項による。	様式-23
23	事故報告書（第1報用）	1	事故発生後速やかに	[共通] 業務委託契約書第5条第1項による。 業務履行中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故報告書を提出	様式-24
24	履行期間延長請求書	1	延長の必要が生じた場合。ただし、完成期限14日以前	[共通] 業務委託契約書第28条による。	様式-25
25	部分使用承諾書	1	部分使用承諾時	[共通] 業務委託契約書第38条第1項による。	様式-26
26	照査報告書	1	照査完了後遅滞なく	[建設コンサルタント] 照査確認シートを添付すること	様式-27
27	照査確認シート	1	照査完了後遅滞なく	[建設コンサルタント]	様式-28
28	部分払(第回中間)検査願	1	出来高基準年月日以降(検査希望日の10日前)	[共通] 業務委託契約書に特約条項がある場合。	様式-29
29	業務部分完了通知書	1	業務委託部分完成日	[共通] 業務委託契約書第43条による。	様式-30
30	業務完了通知書	1	業務完了の日	[共通] 業務委託契約書第36条第1項による。	様式-31
31	業務成果引渡書	1	引渡しの日	[共通] 業務委託契約書第36条第4項及び第43条に基づき引渡しを行うとき。(※検査合格日)	様式-32
32	工事等前払金申請書	1	請求する場合速やかに	[共通] 業務委託契約書第39条による。 「公共工事の前払金に関する規則」による。 前払金保証証書(2部)・請求書共。	様式-33
33	業務委託検査指示事項 処置確認書	1	処置完了後速やかに	[共通] 検査で処置等の指示を受けた場合に作成し提出する	様式-34
34	請求書	1	検査合格後速やかに	[共通] 業務委託契約書第36条、第43条及び特約条項に基づき請求する場合。	様式-35

◎1. 提出期限については、特記仕様書等に定めがある場合を除き、土曜日・日曜日・祝日を含む。

◎2. 様式欄の「指定」は、(一般財団法人)日本建設情報総合センター(JACIC)の発行する様式をいう。

参考(積算条件等明示書)

本資料は、あくまでも見積の参考資料であり、入札(見積)参加者の適正・迅速な見積に供するため参考に示した一資料に過ぎず、契約上の拘束力を何ら生じるものではない。このため業務方法等業務を完成させるために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めることとする。

調査業務

名称	単位	適用
1 計画・準備		
計画準備	式	代価表第1号
機材運搬	式	代価表第2号
2 現地調査		
現地踏査	式	代価表第3号
潜水踏査	m ²	代価表第4号
レッド測深	式	代価表第5号
3 成果物作成		
報告書の作成	式	代価表第6号
4 協議・報告		
協議	回	代価表第7号
5 安全費		
安全管理	日	代価表第8号

設計業務

名称	単位	適用
1 計画・準備		
設計計画	式	予備設計-設計計画
現地調査	式	計画・開発・調査等-現地調査(高度) 1ケース
2 資料収集整理		
資料収集整理	式	計画・開発・調査等-資料収集整理(高度) 1ケース
3 施工方法の検討		
施工方法の検討	式	代価表第12号
図面作成	式	実施設計 図面作成 2タイプ(護岸、直立堤) 補正率0.75
数量計算	式	実施設計 図面作成 2タイプ(護岸、直立堤) 補正率0.75
工事費算定	式	計画・開発・調査等-概算事業費算定(高度) 1ケース
4 成果物作成		
報告書の作成	式	予備設計-報告書作成
5 協議・報告		
初回打ち合わせ	回	実施設計-協議・報告
中間打合せ	回	実施設計-協議・報告
成果品納入時打ち合わせ	回	実施設計-協議・報告
6 照査		
照査	式	実施設計-照査

※適用欄は、次頁以降の代価表番号あるいは、港湾請負工事積算基準(国土交通省令和6年2月)における第3部第1編に示す項目を指している。

代 価 表

第 1 号

工 種	計画準備	種 別 ・ 細 別	構 成 規 模
			1 式 当 たり

No	項 目	形状寸法・積算要素	単 位	数 量	単 価	金 額	適用資料・代価表等
1	労務費	測量主任技師	人	1.00			
2	労務費	測量技師	人	2.50			
3	労務費	測量技師補	人	3.50			
4	労務費	測量助手	人	0.50			
5	諸経費	事務用品費	式	1.00			人件費の1%
6							
7							
8							
9							
□	計						
■	単位計			÷ 1			
説 明	-----						

代 価 表

第 2 号

工 種	機材運搬	種 別 ・ 細 別	構 成 規 模
			1 式 当 たり

No	項 目	形状寸法・積算要素	単 位	数 量	単 価	金 額	適用資料・代価表等
1	労務費	測量補助員	人	2.00			
2	運転費	トラック 2t積 98kW	日	1.00			
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
□	計						
■	単位計			÷ 1			
説 明	-----						

代 価 表

第 3 号

工 種	現地踏査	種 別 ・ 細 別	構 成 規 模
			1 式 当 たり

No	項 目	形状寸法・積算要素	単 位	数 量	単 価	金 額	適用資料・代価表等
1	労務費	測量主任技師	人	0.10			
2	労務費	測量技師	人	0.10			
3	労務費	測量技師補	人	0.10			
4	運転費	交通車 ライトバン 2L 2h	日	0.10			
5							
6							
7							
8							
9							
<input type="checkbox"/>	計						
<input checked="" type="checkbox"/>	単位計			÷ 1			

説 明	-----

代 価 表

第 4 号

工 種	潜水調査	種 別 ・ 細 別	構 成 規 模
			1,200 m ² 当たり

No	項 目	形状寸法・積算要素	単 位	数 量	単 価	金 額	適用資料・代価表等
1	労務費	測量技師補	人	1.00			
2	労務費	測量助手	人	1.00			
3	労務費	ダイバー 10m未満	人	2.00			
4	労務費	ダイバー補助員 10m未満	人	2.00			
5	労務費	上廻り員	人	2.00			
6	運転費	交通車 ライトバン 2L 2h	日	1.00			
7	運転費	船外機付き船 15PS型11kW	日	1.00			
8							
9							
<input type="checkbox"/>	計						
<input checked="" type="checkbox"/>	単位計			÷ 1200			
説 明	-----						

代 価 表

第 5 号

工 種	レッド測深	種 別 ・ 細 別	構 成 規 模
			1 式 当 たり

No	項 目	形状寸法・積算要素	単 位	数 量	単 価	金 額	適用資料・代価表等
1	労務費	測量技師	人	0.90			
2	労務費	測量技師補	人	1.80			
3	労務費	測量助手	人	0.90			
4	労務費	測量補助員	人	0.90			
5	運転費	交通車 ライトバン 2L 2h	日	0.90			
6	運転費	船外機付き船 15PS型11kW	日	0.90			
7	運転費	測量船 FRP D70PS	日	0.90			
8							
9							
<input type="checkbox"/>							
<input checked="" type="checkbox"/>	単位計			÷ 1			
説 明	-----						

代 価 表

第 6 号

工 種	報告書作成費	種 別 ・ 細 別	構 成 規 模
			1 式 当 たり

No	項 目	形状寸法・積算要素	単 位	数 量	単 価	金 額	適用資料・代価表等
1	労務費	測量主任技師	人	1.50			
2	労務費	測量技師	人	3.50			
3	労務費	測量技師補	人	4.50			
4	労務費	測量助手	人	8.00			
5	諸経費	事務用品費	式	1.00			人件費の1%
6							
7							
8							
9							
<input type="checkbox"/>	計						
<input checked="" type="checkbox"/>	単位計			÷ 1			
説 明	-----						

代 価 表

第 7 号

工 種	協議打ち合わせ	種 別 ・ 細 別	構 成 規 模
			1 回 当 たり

No	項 目	形状寸法・積算要素	単 位	数 量	単 価	金 額	適用資料・代価表等
1	労務費	測量技師	人	1.00			
2	労務費	測量技師補	人	1.00			
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
<input type="checkbox"/>	計						
<input checked="" type="checkbox"/>	単位計			÷ 1			

説 明	-----

代 価 表

第 8 号

工 種	安全管理	種 別 ・ 細 別	構 成 規 模
			1 式 当 たり

No	項 目	形状寸法・積算要素	単 位	数 量	単 価	金 額	適用資料・代価表等
1	材料	A重油	L	37.00			
2	労務費	高級船員	人	1.20			
3	労務費	普通船員	人	1.20			
4	損料	交通船 FRP180PS 132kW 10.0GT 運転損料	日	1.00			
5	損料	交通船 FRP180PS 132kW 10.0GT 供用損料	日	1.65			
6	現場管理費		式	1.00			
7	一般管理費		式	1.00			
8							
9							
<input type="checkbox"/>	計						
<input checked="" type="checkbox"/>	単位計			÷ 1			
説 明	-----						

代 価 表

第 12 号

工 種	施工方法の検討	種 別 ・ 細 別	構 成 規 模
			1 式 当 たり

No	項 目	形状寸法・積算要素	単 位	数 量	単 価	金 額	適用資料・代価表等
1	労務費	主任技師	人	1.5			
2	労務費	技師A	人	5.5			
3	労務費	技師B	人	8.0			
4	労務費	技師C	人	4.0			
5	労務費	技術員	人	2.5			
6							
7							
8							
9							
□	計						
■	単位計			÷ 1			
説 明	-----						

明 細 書

費 目	種 別	単 位	数 量	金 額	摘 要
調 査 業 務	直 接 人 件 費 等	式	1		第1号内訳書
	直 接 経 費	式	1		第2号内訳書
	諸 経 費	式	1		
設 計 業 務	直 接 人 件 費	式	1		第3号内訳書
	直 接 経 費	式	1		第4号内訳書
	そ の 他 原 価	式	1		
	一 般 管 理 費 等	式	1		
業 務 価 格					
消費税及び地方消費税額					
合 計					

第1号内訳書

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
1 計画・準備					
計画準備	式	1			
機材運搬	式	1			
2 現地調査					
現地踏査	式	1			
潜水踏査	m ²	15,300			
レッド測深	式	1			
3 成果物作成					
報告書の作成	式	1			
4 協議・報告					
協議	回	1			
5 安全費					
安全管理	日	13			
直接人件費(調査業務)計					

第2号内訳書

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
業務成果品費	式	1			
合計					

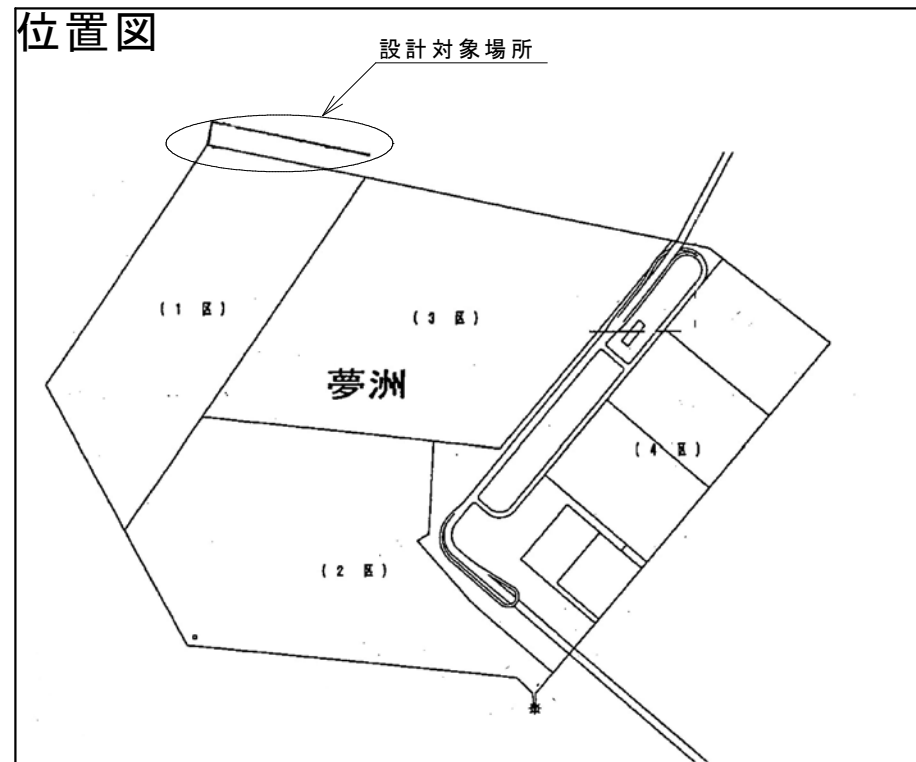
第3号内訳書

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
1 計画・準備					
設計計画	式	1			
現地調査	式	1			
2 資料収集整理					
資料収集整理	式	1			
3 施工方法の検討					
施工方法の検討	式	1			
図面作成	式	1			
数量計算	式	1			
工事費算定	式	1			
4 成果物作成					
報告書の作成	式	1			
5 協議・報告					
初回打ち合わせ	回	1			
中間打合せ	回	1			
成果品納入時打ち合わせ	回	1			
6 照査					
照査	式	1			
直接人件費(設計業務) 計					

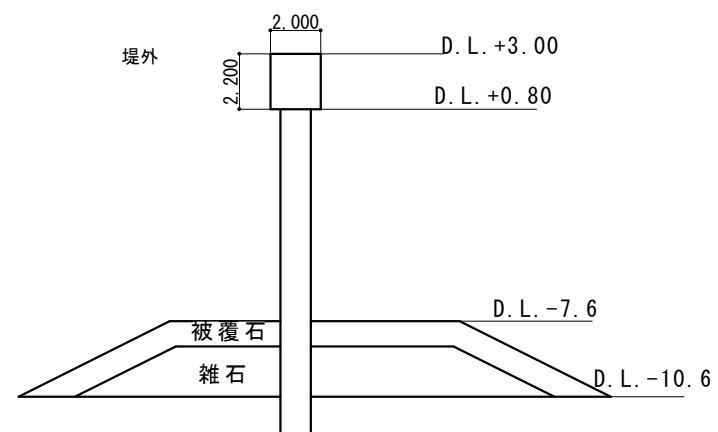
第4号内訳書

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
事務用品費	式	1			
業務成果品費	式	1			
合計					

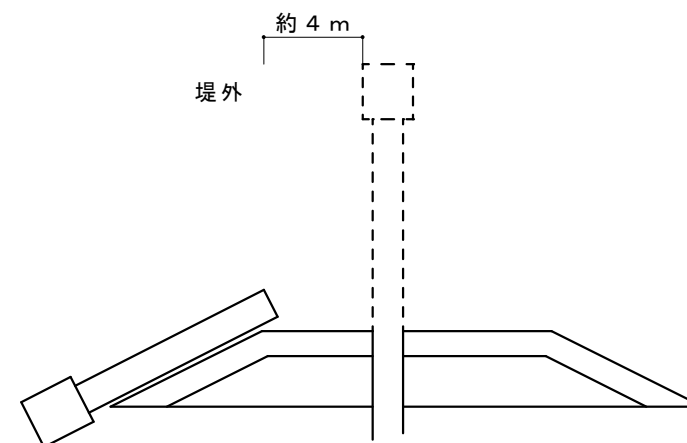
位置図



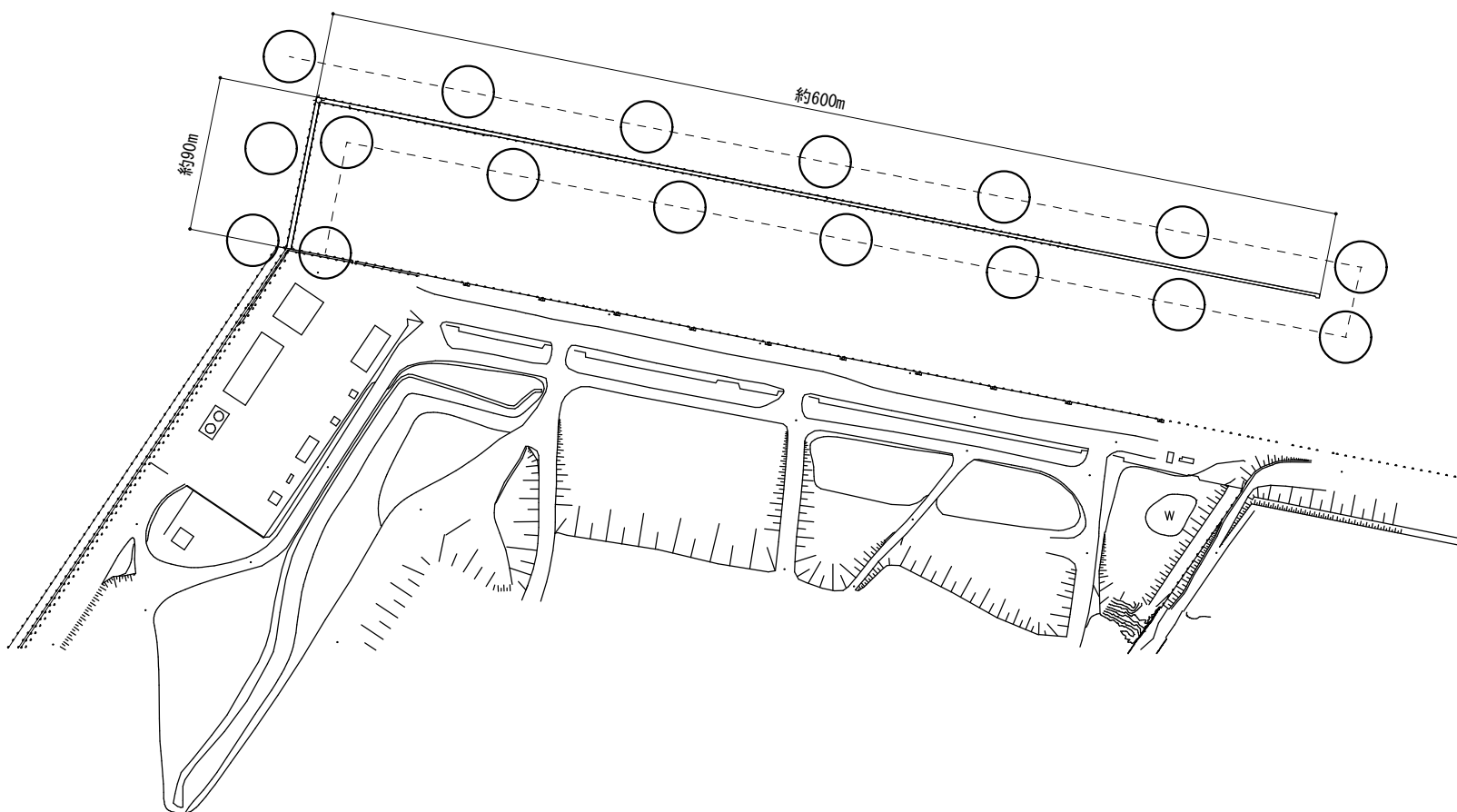
仮波除堤 標準断面図 1:300



断面図（倒壊状況） 1:300



全体図及び灯浮標設置位置 1:4000



特記事項

- 1 仮波除堤の詳細図は契約後別途提供する。
- 2 灯浮標は令和6年12月頃設置予定である。
- 3 倒壊状況は想定である。

大阪広域環境施設組合

工事名称	令和6年度 北港処分地仮波除堤その他撤去工事設計業務委託		
図面名称	全体配置図等		
縮尺	図示	令和6年6月	番号 1/1